

## 1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第3期＝平成24年度～平成28年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

### 政策評価に関する厚生労働省の基本目標

《国民の生命や健康を守るための環境づくりを推進する》	
I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
《意欲のあるすべての者が働くことができる社会を実現する》	
III	ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
IV	意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること
V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
《安心して子どもを産み育てられる社会を実現する》	
VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
《地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する》	
VII	ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
《国際貢献、科学技術の振興及びIT化の推進を図る》	
X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
X I	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
X II	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること
《国民に信頼される行政の実現を図る》	
X III	国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

## 政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

平成24年3月

## 基本目標 I

## 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
施策大目標10	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
10-3	安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照）
10-4	母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照）

- 10-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること（基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照）

施策大目標11 健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

## 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1 食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

施策大目標3 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

## 基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1 労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること
- 1-2 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援を推進すること

施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること

- 4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
- 4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策大目標5 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）

施策大目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

- 6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を行うとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

- 7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

施策大目標8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること
<b>基本目標Ⅳ</b>	<b>意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</b>
施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
<b>基本目標Ⅴ</b>	<b>労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</b>
施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること
施策大目標3	「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること
<b>基本目標Ⅵ</b>	<b>男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</b>
施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
施策大目標2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

施策大目標3 子ども及び子育て家庭を支援すること

3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること

施策大目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること

施策大目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策大目標6 ひとり親家庭の自立を図ること

6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

## 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策大目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること

施策大目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

5-2 戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

5-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

5-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

## 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること

1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

1-2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）

## 基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-1 年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること



- 1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること
- 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること
- 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）
施策大目標3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

## 基本目標Ⅹ 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること
1-2	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること（再掲）
2-1	感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照）
2-2	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照）
2-3	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること（基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照）
2-4	外国人労働者対策を推進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）

## 基本目標ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること
施策大目標3	厚生労働分野の研究開発を推進すること（※再掲）
3-1	感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照）
3-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標5-2を参照）
3-3	バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照）
3-4	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標10-2を参照）
3-5	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること（基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照）

※再掲：基本目標ⅩⅠ施策中目標3-1～5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

## 基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
--------	-----------------------

- 1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

施策大目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）

- 2-1 医療情報化インフラの普及ための取組みを推進すること（基本目標Ⅰ施策目標3-1を参照）
- 2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること（基本目標Ⅰ施策目標9-1を参照）

施策大目標3 その他の政策分野における情報化を推進すること（再掲）

- 3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標4-1を参照）
- 3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅳ施策目標1-1を参照）
- 3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること（基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照）

### 基本目標ⅩⅢ 国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること

施策大目標1 情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること

- 1-1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと
- 1-2 省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底すること

施策大目標2 職員の育成と職場環境の改善を図ること

- 2-1 次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること
- 2-2 省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること
- 2-3 職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること
- 2-4 政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

## 2 平成23年度に成立した主な法律等

法律名：戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律	
公布年月日：平成23年4月27日	施行年月日：平成23年10月1日
法律番号：25	主管部局：社会・援護局援護課
<p>1. 趣旨 先の大戦により夫が戦傷病者等となられた方の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うため、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」を支給する。</p> <p>2. 概要</p> <p>○対象者</p> <p>① 平成15年4月2日から平成23年4月1日までの間に新たに戦傷病者等の妻になった方</p> <p>② 既に特別給付金を受給していた方であって、平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等である夫が戦争公務による傷病以外の原因で死亡（平病死）した方</p> <p>○支給額</p> <p>① 15万円（戦傷病者等の障害の程度が軽症であった場合には7.5万円）</p> <p>② 5万円</p> <p>※それぞれ5年償還の記名国債を交付</p>	

法律名：雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成23年5月20日	施行年月日：平成23年8月1日 (ただし下記概要のうち、(2)については平成24年4月1日、(3)については公布の日)
法律番号：46	主管部局：職業安定局雇用保険課
<p>1. 趣旨 最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、失業等給付の充実を図るとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の改正を行う。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 失業等給付の充実</p> <p>① 賃金日額の引上げ 失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げ (例) 賃金日額の下限額：「2,000円」→「2,320円」に引上げ 基本手当日額：「1,600円」→「1,856円」</p> <p>② 安定した再就職へのインセンティブ強化</p> <p>i 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付日数を1/3以上残して就職した場合： 給付率30%→40%（改正前の暫定措置）→50%（恒久化（改正後））</li> <li>・給付日数を2/3以上残して就職した場合： 給付率30%→50%（改正前の暫定措置）→60%（恒久化（改正後））</li> </ul> <p>ii 就職困難者（障害者等）が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ（30%→40%）の恒久化</p> <p>(2) 保険料率の改定（労働保険徴収法） 失業等給付に係る法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引下げ（平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.0%」とすることが可能）</p> <p>(3) 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。</p>	



法律名：職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律	
公布年月日：平成23年5月20日	施行年月日：平成23年10月1日
法律番号：47	主管部局：職業安定局派遣・有期労働対策部企画課求職者支援室
<p>1. 法律の趣旨</p> <p>特定求職者（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認められる者）に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。</p> <p>2. 法律の具体的内容</p> <p>(1) 職業訓練の認定</p> <p>① 厚生労働大臣は、特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画（「職業訓練実施計画」）を策定する。</p> <p>② 厚生労働大臣は、就職に必要な技能等を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること等の基準に適合する職業訓練を認定（「認定職業訓練」）する。</p> <p>③ 認定職業訓練を行う者に対して、これが円滑かつ効果的に行われるよう助成することができる。</p> <p>④ 認定に関する業務は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。</p> <p>(2) 職業訓練受講給付金の支給</p> <p>① 特定求職者が認定職業訓練等の受講を容易にするため、公共職業安定所長の指示を受けてこれを受講する場合に、職業訓練受講給付金を支給することができる。</p> <p>② 支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める。</p> <p>(3) 就職支援の実施</p> <p>① 公共職業安定所長は、就職支援計画を作成し、特定求職者に対して、その就職を容易にするため、職業指導・職業紹介や認定職業訓練の受講等就職支援の措置を受けることを指示する。</p> <p>② 指示を受けた特定求職者は、その指示に従うとともに、速やかに就職できるように自ら努めるものとする。</p> <p>(4) その他</p> <p>立入検査、職業訓練受講給付金の差押え・公課等の禁止、立入検査拒否等に対する罰則等、法律の施行に必要な諸規定を整備。</p>	

法律名：介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成23年6月22日	施行年月日：平成24年4月1日
法律番号：72	主管部局：老健局介護保険計画課
<p>1. 法律の趣旨</p> <p>高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため、所要の改正を行うもの。</p> <p>2. 改正の具体的内容</p> <p>(1) 医療と介護の連携の強化等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進。</li> <li>② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。</li> <li>③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。</li> <li>④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。</li> <li>⑤ 介護療養病床の廃止期限（平成24年3月末）を猶予。（新たな指定は行わない。）</li> </ol> <p>(2) 介護人材の確保とサービスの質の向上</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。</li> <li>② 介護福祉士の資格取得方法の見直し（平成24年4月実施予定）を延期。</li> <li>③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。</li> <li>④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。</li> </ol> <p>(3) 高齢者の住まいの整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。 ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進（高齢者住まい法の改正）</li> </ol> <p>(4) 認知症対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。</li> <li>② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。</li> </ol> <p>(5) 保険者による主体的な取組の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。</li> <li>② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。</li> </ol> <p>(6) 保険料の上昇の緩和</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。</li> </ol>	

法律名：障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律	
公布年月日：平成23年6月24日	施行年月日：平成24年10月1日
法律番号：79	主管部局：大臣官房地方課、医政局、労働基準局、職業安定局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局障害保健福祉部、その他関係省庁
<p>1. 目的</p> <p>障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要であることから、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務等を務めることにより、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 障害者の定義</p> <p>本法における「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者とされた。</p> <p>(2) 障害者虐待</p> <p>本法における「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待とされた。使用者による虐待については、これまで規定されている例はないが、本法において初めて規定されることとなった。また、障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤経済的虐待の5つとされた。本法における「身体的虐待」には、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」が含まれることが、明記された。</p> <p>(3) 障害者虐待防止施策</p> <p>本法では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」とされ、国、地方公共団体の責務、国、地方公共団体、障害者福祉関係者等の早期発見の努力義務が規定された。また、養護者による障害者虐待（障害児について行われるものを除く。）については、これを受けたと思われる障害者を発見した人は、生命又は身体に重大な危険が生じている場合に限り、全ての場合に速やかに市町村に通報する義務が課せられた（18歳未満の障害者虐待については、児童虐待防止法において通告義務が課せられている。）。さらに、養護者による虐待の通報を受けた市町村については、速やかに障害者の安全の確認等を行うこととされたほか、障害者福祉施設従事者等や使用者による障害者虐待については、それぞれ、都道府県と都道府県労働局が監督権限等の適切な行使を行うこととされた。</p> <p>(4) 修学する障害者等に対する虐待</p> <p>本法では、学校、保育所、医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため、その長や管理者に対して、研修や普及啓発の実施等障害者に対する虐待を防止するための措置の実施を義務付けられた。</p> <p>(5) 虐待防止センターと権利擁護センター</p> <p>本法では、市町村の部局又は施設に「市町村障害者虐待防止センター」を、都道府県の部局又は施設に「都道府県権利擁護センター」としての機能を果たさせることとした。また、虐待を発見した際の通報窓口については、「市町村障害者虐待防止センター」において一元的に受け付けることとされた（ただし、使用者による障害者虐待については、都道府県と都道府県労働局において連携を図ることが必要なことから、市町村又は都道府県とされた。）。</p>	

法律名：国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成23年8月10日	施行年月日：下記の通り
法律番号：93	主管部局：年金局年金課、企業年金国民年金基金課
<p>&lt;趣旨&gt;  将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。</p> <p>&lt;概要&gt;  1. 国民年金法の一部改正  ① 国民年金保険料の納付可能期間を延長（2年→10年）し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにする（3年間の時限措置）。  ② 第3号被保険者期間に重複する第2号被保険者期間が新たに判明し年金記録が訂正された場合等に、それに引き続く第3号被保険者期間を未届期間とする取扱いを改め、保険料納付済期間のままとして取り扱い、年金を支給することとする。  ③ 国民年金の任意加入者（加入期間を増やすために60歳～65歳までの間に任意加入した者）について国民年金基金への加入を可能とし、受給額の充実を図る。</p> 2. 確定拠出年金法の一部改正（平成22年度税制改正要望で認められた事項を含む） ① 加入資格年齢を引き上げ（60歳→65歳）、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。 ② 従業員拠出（マッチング拠出）を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。 ③ 企業年金の未請求者対策を推進するため、住基ネットから加入者の住所情報の取得を可能とすることにより、住所不明者の解消を図る（他の企業年金制度等についても、同様の措置を講じる。）等、制度運営上の改善を図る。 3. 確定給付企業年金法の一部改正 60歳～65歳で退職した者についても退職時の年金支給を可能とする。（現行は50～60歳で退職した者についての退職時の年金支給のみ認められている。） 4. 厚生年金保険法の一部改正 近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して、措置を講ずる。 ・厚生年金基金が解散する際に返還する代行部分に要する費用の額及び支払方法の特例を設ける。 （※平成17年度から平成19年度まで、同様の措置を講じている。） <p>&lt;施行日&gt;  1の①：平成24年10月1日までの間に政令で定める日  1の②：公布の日  1の③：公布日から2年以内で政令で定める日  2の①：公布日から2年6月以内で政令で定める日  2の②：平成24年1月1日  2の③、3及び4：公布の日</p> <p>※ 1の①について、施行日を平成24年10月1日と政令において定められた。</p>	

法律 名：平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法									
公布年月日：平成23年8月30日	施行年月日：平成23年10月1日								
法律番号：107	主管部局：雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室								
<p>1. 趣旨</p> <p>現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定める。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 支給額・支給期間</p> <table border="0"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>月額1万5千円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前（第3子以降）</td> <td>月額1万5千円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>月額1万円</td> </tr> </table> <p>※支給期間は平成23年10月分～平成24年3月分。支払月は平成24年2月、6月。</p> <p>(2) 費用負担</p> <p>児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。（公務員については所属庁が負担）</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対しても国内居住要件を設ける（留学中の場合等を除く）</li> <li>・児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給</li> <li>・未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給（父母等が国外居住の場合でも支給可能）</li> <li>・監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給（離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く）。</li> <li>・保育料を手当から直接徴収できるようにする。学校給食費等については、本人同意により手当から納付することができる仕組みとする。</li> <li>・地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。</li> </ul> <p>(4) 検討規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の手当額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、これらの者の理解を得るよう努めるものとする。</li> <li>・法制上の措置を講ずるに当たっては、所得制限について、その基準について検討を加えた上で、平成24年6月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。</li> </ul>		3歳未満	月額1万5千円	3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額1万円	3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円	中学生	月額1万円
3歳未満	月額1万5千円								
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額1万円								
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円								
中学生	月額1万円								



法律名：国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成23年12月14日	施行年月日：平成23年12月14日
法律番号：121	主管部局：年金局年金課
<p>〈趣旨〉 平成23年度の基礎年金の国庫負担割合を2分の1とする等のための所要の措置を講ずる。</p> <p>〈概要〉</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成23年度について、国庫は、国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。 この場合において、当該差額については、復興債の発行により確保される財源を活用して、確保するものとする。</li> <li>平成24年度から税制の抜本的な改革により安定財源の確保が図られる年度の前年度までの各年度については、上記の差額に相当する額を税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、必要な法制上・財政上の措置を講ずるものとする。 「税制の抜本的な改革」とは、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。</li> <li>平成23年度の国民年金保険料の免除期間について、国庫負担割合2分の1を前提に、年金額を計算するものとする。 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。 (平成20年度まで：3分の1、平成21年度及び22年度：2分の1)</li> </ol> <p>〈施行日〉 公布の日</p>	

法律名：現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律	
公布年月日：平成24年3月31日	施行年月日：平成24年3月31日
法律番号：9	主管部局：職業安定局雇用保険課
<ol style="list-style-type: none"> <li>目的 現下の厳しい雇用失業情勢の中、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、リーマンショック以降に実施している平成23年度末（平成24年3月31日）までの暫定措置を延長する。</li> <li>概要 <ol style="list-style-type: none"> <li>給付日数の拡充措置の延長 <ol style="list-style-type: none"> <li>個別延長給付の延長 解雇・倒産・雇止めによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置を、2年間（平成25年度末まで）延長する。</li> <li>雇止めによる離職者に対する給付日数の拡充措置の延長 雇止めにより離職した者の給付日数（90～150日）を、解雇・倒産による離職者の給付日数（90～330日）並みとする暫定措置を、2年間（平成25年度末まで）延長する。</li> </ol> </li> <li>積立金の特例措置の延長 失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を、2年間（平成24年度及び平成25年度）延長する。</li> </ol> </li> </ol>	

法律名：児童手当法の一部を改正する法律											
公布年月日：平成24年3月31日	施行年月日：平成24年4月1日 (所得制限は、平成24年6月分から適用)										
法律番号：24	主管部局：雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室										
<p>1. 目的</p> <p>この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 支給額</p> <p>① 所得制限額未満である者</p> <table border="0"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>月額1万5千円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）</td> <td>月額1万円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上小学校修了前（第3子以降）</td> <td>月額1万5千円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>月額1万円</td> </tr> </table> <p>② 所得制限額以上である者</p> <table border="0"> <tr> <td>当分の間の特例給付（附則に規定）</td> <td>月額5千円</td> </tr> </table> <p>※所得制限額は、960万円（夫婦・児童2人世帯）を基準に設定（政令で規定）し、平成24年6月分から適用する。</p> <p>(2) 費用負担</p> <p>国と地方（都道府県・市町村）の負担割合を、2：1とし、被用者の3歳未満（所得制限額未満）については7/15を事業主の負担とする。（公務員分については所属庁の負担とする。）</p> <p>(3) 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ事項の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対しても国内居住要件を設ける（留学中の場合等を除く）</li> <li>・児童養護施設に入所している児童等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給</li> <li>・保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする等</li> </ul> <p>(4) 検討（改正法附則に規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>・この法律による改正後の当分の間の特例給付の在り方について、上記の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</li> </ul> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年3月31日までとなっている平成23年度子ども手当特別措置法の遡及支給の特例措置等を平成24年9月30日まで延長し、関係法律について所要の規定を設ける。</li> </ul>		3歳未満	月額1万5千円	3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額1万円	3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円	中学生	月額1万円	当分の間の特例給付（附則に規定）	月額5千円
3歳未満	月額1万5千円										
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額1万円										
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額1万5千円										
中学生	月額1万円										
当分の間の特例給付（附則に規定）	月額5千円										

法律名：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律	
公布年月日：平成24年4月6日	施行年月日：平成24年10月1日 (労働契約申込みみなし制度は法の施行から3年経過後に施行)
法律番号：27	主管部局：主管部局：職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課
<p>1. 趣旨 行き過ぎた規制緩和を是正し、派遣労働者の雇用の安定や保護を強化する。</p> <p>2. 概要</p> <p>(1) 事業規制の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 日雇派遣（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止</li> <li>② グループ企業内派遣の8割規制</li> <li>③ 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止</li> </ol> <p>(2) 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 派遣労働者の無期雇用への転換推進措置</li> <li>② 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、派遣先の労働者との均衡を考慮</li> <li>③ 労働者派遣におけるマージン率等の情報公開を義務化</li> <li>④ 派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金額の明示</li> <li>⑤ 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を努力義務化</li> </ol> <p>(3) 違法派遣に対する迅速・的確な対処</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす（法の施行から3年経過後に施行）</li> <li>② 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備</li> </ol>	

### 3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等			
昭和 13	近衛	木戸		13年 厚生省創設	12年 保健所法 13年 国民健康保険法 14年 職員健康保険法、船員保険法			
		平沼				廣瀬		
	阿部	小原・秋田		16年 太平洋戦争	16年 労働者年金保険法 19年 厚生年金保険法			
	米内	吉田						
	近衛	安井・金光 小泉（親）		20年 終戦	20年 引揚者対策 21年 旧生活保護法 21年 労働関係調整法 22年 新保健所法 22年 食品衛生法 22年 児童福祉法 22年 労働基準法 22年 労働者災害補償保険法 22年 職業安定法 22年 失業保険法 23年 予防接種法 23年 医療法 23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法			
	東條	廣瀬・相川						
	小磯					岡田		
	鈴木（貫）	松村						
	東久邇	荻田						
	幣原	河合・吉田		21年 日本国憲法公布				
	吉田	片山			22年 労働省創設 22年 第1次ベビーブーム			
	片山	片山・一松		米窪				
	20	芦田		竹田	加藤	25年 朝鮮戦争（特需ブーム） 27年 講和条約	24年 身体障害者福祉法 24年 労働組合法 24年 緊急失業対策法 25年 精神衛生法 25年 新生活保護法 26年 結核予防法 26年 社会福祉事業法 26年 児童憲章 27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法	
吉田		吉田	吉田					
		林（譲）	増田 鈴木（正）					
黒川		橋本（龍伍）	保利					
			吉武					
吉武		草葉	戸塚					
山縣			小坂					
草葉								
30		鳩山	鶴見	千葉	神武景気 岩戸景気 35年 所得倍増計画 39年 東京オリンピック いざなぎ景気 45年 高齢化率7%を越える 46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック			29年 清掃法 29年 厚生年金保険法改正（定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ） 32年 水道法 33年 国保法改正（国民皆保険） 33年 職業訓練法 34年 国民年金法（国民皆年金） 35年 精神薄弱者福祉法 35年 薬事法 36年 児童扶養手当法 38年 老人福祉法 39年 母子福祉法 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正（1万円年金、厚生年金基金） 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正（通院医療費の公費負担） 41年 国保法改正（7割給付実現） 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画 44年 厚生年金保険法改正（2万円年金） 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法
			川崎	西田				
	小林		倉石					
	石橋	石橋	松浦					
		神田						
	岸	堀木	石田					
		橋本（龍伍）	倉石					
		坂田	松野					
	渡邊（良）							
	池田	中山	石田					
古井		福永						
灘尾								
西村			大橋					
小林（武）								
神田	石田							
40	佐藤	鈴木（善）	小平					
		坊	山手 早川					
	園田	小川	45年 高齢化率7%を越える					
	斉藤（昇）	原						
	内田	野原						
	斉藤（昇）	原						
	46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック							





年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時代背景	施策等	
10	村山（富）	井出	浜本	06年 高齢化率14%を超える	06年 年金制度改正（60歳前半の老齢厚生年金の見直し） 06年 エンゼルプランの策定 06年 新ゴールドプランの策定 06年 がん克服新10か年戦略 06年 高齢者等雇用安定法改正（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化） 06年 雇用保険法改正（高齢雇用継続給付・育児休業給付創設）	
		森井	青木	07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施に関する法律 07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 07年 容器包装リサイクル法 07年 障害者プランの策定 07年 精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称） 07年 育児休業法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称）	
	橋本（龍太郎）	菅	永井	社会保障構造改革	07年 新総合的雇用対策 08年 らい予防法廃止 08年 薬事法改正（医薬品安全性確保対策の充実） 09年 廃棄物処理法改正（施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等） 09年 精神保健福祉士法 09年 児童福祉法改正（保育制度改正） 09年 健保法等改正（本人8割給付） 09年 臓器移植法 09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等）	
		小泉（純）	岡野		アジア通貨危機	10年 介護保険法 10年 男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等） 10年 日独社会保障協定署名（平成12年2月1日発効） 10年 感染症法 10年 雇用活性化総合プラン
	小淵	宮下	甘利	完全失業率の急上昇 11年 国際高齢者年	10年 長野オリンピック	11年 緊急雇用対策 11年 新エンゼルプランの策定 11年 精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化） 12年 日英社会保障協定署名（平成13年2月1日発効）
	森	津島	吉川	13年 厚生労働省発足	13年 厚労省発足	13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法 13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働紛争解決促進法 13年 育児・介護休業法改正（時間外労働の制限等） 13年 総合雇用対策 14年 ワークシェアリングに関する政労使合意 14年 身体障害者補助犬法 14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正（市販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正） 14年 健康増進法 14年 健保法等改正 14年 食品衛生法改正（輸入食品への罰則強化等） 14年 ホームレス自立支援法 14年 雇用問題に関する政労使合意 14年 改革加速プログラム 14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意
	小泉（純）					

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
17		尾辻		<p>16年 第3次対がん10か年総合戦略</p> <p>16年 日韓社会保障協定署名（平成17年4月1日発効）</p> <p>16年 日米社会保障協定署名（平成17年10月1日発効）</p> <p>16年 特別障害給付金支給法</p> <p>16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱</p> <p>16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長）</p> <p>16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等）</p> <p>16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等）</p> <p>16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定</p> <p>16年 水道ビジョン</p> <p>16年 年金制度改正（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等）</p>
		川崎		<p>17年 日ベルギー社会保障協定署名（平成19年1月1日発効）</p> <p>17年 日仏社会保障協定署名（平成19年6月1日発効）</p> <p>17年 食育基本法</p> <p>17年 労働組合法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備）</p> <p>17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等）</p> <p>17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みの創設等）</p> <p>18年 石綿による健康被害の救済に関する法律</p> <p>18年 日加社会保障協定署名（平成20年3月1日発効）</p> <p>18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化）</p> <p>18年 薬事法改正（販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化）</p> <p>18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等）</p> <p>18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る）</p> <p>18年 健保法等改正</p>
19	安倍	柳澤		<p>19年 日豪社会保障協定署名（平成21年1月1日発効）</p> <p>19年 雇用保険法改正（受給資格要件の見直し）</p> <p>19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均衡待遇の確保等）</p> <p>19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等）</p> <p>19年 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各国協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの）</p> <p>19年 日本年金機構法</p> <p>19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律</p> <p>19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等）</p>
		舛添		<p>19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険給付に関する特例等）</p> <p>19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査等の強化等）</p> <p>19年 労働契約法</p>
20	福田			<p>20年 日オランダ社会保障協定署名（平成21年3月1日発効）</p> <p>20年 日チェコ社会保障協定署名（平成21年6月1日発効）</p> <p>20年 新雇用戦略</p>
			麻生	
21				<p>21年 日イタリア社会保障協定署名</p> <p>21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意</p> <p>21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等）</p> <p>21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減）</p> <p>21年 遅延加算法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算法を支給）</p>
			鳩山	長妻
22				<p>22年 子ども・子育てビジョンの策定</p> <p>22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等）</p>

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時代背景	施策等
23	菅	細川 (9月～)		<p>22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等）</p> <p>22年 日ブラジル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効）</p> <p>22年 日スイス社会保障協定署名（平成24年3月1日発効）</p> <p>22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律</p> <p>22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律</p> <p>23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等）</p> <p>23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律</p> <p>23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p>
	野田	小宮山 (9月～)		<p>23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法</p> <p>24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等）</p> <p>24年 児童手当法改正（子ども手当制度の支給対象等も参考としつつ、支給対象年齢を中学校修了前まで延長するとともに手当額を拡充した新しい児童手当制度）</p> <p>24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律</p>

## 4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図（平成24年4月1日現在）



## 5 主な厚生労働統計調査一覧

### 1 人口・保健福祉全般

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調査)  大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	・出生、死亡、婚姻、離婚については市区町村に届け出られたもの及び外国における日本人に関して届け出られたもの ・死産については市区町村に届け出られたもの	毎月	速報 調査月の2か月後 月報 調査月の約5か月後 年間推計 調査年の翌年1月1日 月報年計概数 調査年の翌年6月 年報確定数 調査年の翌年9月
21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 世帯統計室	平成13年及び平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育て観、夫婦の家事・育児分担状況、子育ての悩みの相談先、食生活習慣、遊びの態様、けが・病気の状況等	・平成13年出生児（全国の平成13年1月10日から17日の間及び7月10日から17日の間に出生した子のすべて） ・平成22年出生児（全国の平成22年5月10日から24日の間に出生した子のすべて）	毎年	毎回集計後速やかに公表
国民生活基礎調査 (基幹統計調査)  大臣官房統計情報部 世帯統計室	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を把握し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、居室サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等	全国の世帯及び世帯員 (3年ごとの大規模年は、約28万世帯、73万人を、中間年は約6万世帯、14万人を抽出)	毎年 (直近の大規模調査は、平成22年実施)	集計後速やかに公表
21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査) (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 世帯統計室	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等	平成14年10月末時点で20～34歳であった男女及びその配偶者	毎年	集計後速やかに公表
中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査) (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 世帯統計室	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動、住居・家計状況等	平成17年10月末現在で50～59歳であった全国の男女	毎年	集計後速やかに公表
所得再分配調査 (一般統計調査)  政策統括官付 政策評価官室	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金(生命保険、損害保険の掛金、税金等)、受給金(生命保険、損害保険の保険金)、病院の通・入院状況、治療費支払方法、介護・保育の利用状況	全国の世帯及び世帯員(約15,000世帯を抽出)	3年 (直近は平成20年実施)	集計後速やかに公表
公的年金加入状況等調査 (一般統計調査)  年金局 事業企画課調査室	公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握し、年金の事業運営のための基礎資料を得るとともに、新年金制度の検討のための基礎資料を得る。	就業状況、就学状況、公的年金加入状況、老後の生活設計、年金記録問題への取り組みの周知度、世帯構成等	平成22年11月末現在における15歳以上の世帯員(約9万世帯を抽出)	3年 (直近は平成22年実施)	集計後速やかに公表
国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査・業務統計)  年金局 事業企画課調査室	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得る。	就業及び就学の状況、世帯の状況(消費支出額、生命保険支出額等)、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況	国民年金第1号被保険者6万人 (本人及び世帯の所得の状況については12万人)	3年 (直近は平成23年実施)	集計後速やかに公表



## 2 社会福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核市	毎月・毎年	(年計) 10月
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 社会統計室	全国の社会福祉施設等の数等を明らかにし、社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	施設の経営主体、定員、在所者、従事者等	全国の社会福祉施設等の全数	毎年	9月下旬
地域児童福祉事業等調査 (一般統計調査) 雇用均等・児童家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村(特別区を含む)の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・事業所調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備等に関する基礎資料を得る。	開設主体、提供サービスの状況、従事者数等	全国の介護保険施設及び事業所の全数	毎年	9月下旬
社会医療診療行為別調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 社会統計室	医療保険制度における医療の給付の受給者にかかる診療行為の内容、傷病の状況、薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政の基礎資料を得る。	診療報酬明細書 出生年月日、傷病名、診療実日数、診療行為別点数・回数、薬剤の使用状況(薬品名・使用量等)等	全国の保険医療機関から、各都道府県の支払基金支部及び国保団体連合会へ提出され、6月に審査支払決定された診療報酬明細書	毎年	6月下旬
介護給付費実態調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付費の状況を把握し、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得る。	介護給付費明細書 介護サービス種類別の受給者数及び介護サービス内容別の件数、回数、単位数、費用額等	各都道府県国民健康保険団体連合会等において、審査支払いが完了したすべての介護給付費明細書及び各種台帳	毎月	月報：調査月の翌々月 年度報：8月
介護事業経営概況調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険法では、介護報酬は各々のサービスの平均費用の額を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	介護保険サービスの実施状況及び収入と支出の状況等	介護保険サービスの指定施設・事業所(介護保険法により厚生労働大臣の指定する地域区分、開設主体により各サービス毎に層化し、1/1~1/60で無作為に抽出)	3年 直近は (平成22年実施)	社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会において公表
介護事業経営実態調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険法では、介護報酬は各々のサービスの平均費用の額を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	介護保険サービスの実施状況、収入と支出の状況及び資産と負債の状況等	介護保険サービスの指定施設・事業所(介護保険法により厚生労働大臣の指定する地域区分、開設主体により各サービス毎に層化し、1/1~1/60で無作為に抽出)	3年 直近は (平成23年実施)	社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会において公表
介護従事者処遇状況等調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	平成21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	(1) 施設・事業所に関する調査 給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、収支の状況、加算の取得状況、利用者数、職員数等 (2) 従事者に関する調査 性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所 (調査対象サービスごとに、1/4~1/20で抽出)	直近は平成22年 実施	社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会において公表

### 3 保健統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課 行政報告統計室	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得る。	精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患関係、狂犬病予防関係	都道府県・指定都市・中核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 平成22年実施)	年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 人口動態・保健社会統計課 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	母子保健等サービスの実施状況、予防接種の状況、保健所の連絡調整等の実施状況、職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況、健康増進事業の実施状況等	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬
医療施設調査 (基幹統計調査) 大臣官房統計情報部 保健統計室	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設名、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、処分等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設	静態調査 3年 (直近は 平成23年実施) 動態調査 毎年 毎月	10月下旬 毎月(概数)
病院報告 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	患者票 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等 従事者票 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数	全国の病院及び療養病床を有する診療所	患者票 毎月 従事者票 毎年	毎月(概数) 10月下旬
医師・歯科医師・薬剤師調査 (一般統計調査) 大臣官房統計情報部 保健統計室	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種類、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種類、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、薬剤師	2年 直近は (平成22年実施)	12月上旬
患者調査 (基幹統計調査) 大臣官房統計情報部 保健統計室	医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の種類、紹介の状況、病床の種類等	全国の医療施設を利用する患者 (医療施設は病院約6,600、一般診療所約6,000、歯科診療所約1,300を抽出)	3年 直近は (平成23年実施)	10月下旬
国民健康・栄養調査 (一般統計調査) 健康局 生活習慣病対策室	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況等を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員(約6,000世帯約18,000人を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査) 医政局 経済課	医薬品、衛生材料、医療機器及び医薬部外品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分別等の生産・出荷・月末在庫金額、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器の製造販売事務所及び製造所	毎月 毎年	速報：翌々月 月報：おおむね 4か月後 年報：6月下旬
医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等(一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(保険薬局用) 損益	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病院：抽出率 1/3) 一般診療所： 〃 1/20 歯科診療所： 〃 1/50 保険薬局： 〃 1/25	2年 直近は (平成23年実施)	10月下旬

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査)  中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類、面積、取得価額、時価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経営収支	全国健康保険組合及び共済組合	2年 直近は (平成23年実施)	10月下旬
受療行動調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 保健統計室	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	病院を選んだ理由、病院を選択する際の情報源、今後の治療・療養の希望、待ち時間・診察時間、セカンドオピニオン、病院で請求された金額・負担感、説明の状況、満足度等	全国の一般病院を利用した患者 (約500施設)	3年 直近は (平成23年実施)	9月下旬
生活衛生関係営業経営実態調査  健康局 生活衛生課	生活衛生関係営業の経営の実態及び社会的諸条件について調査し、健全な経営に必要な将来展望を明らかにする業種別の経営指導指針を作成するための基礎資料を得る。	店舗の状況、経営状態、従業員、施設、設備、経営者意識に関する事項	調査時において行政需要を勘案して選定した業種の営業施設	毎年	調査時より おおむね1年後

#### 4 雇用統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等	日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所	毎月	速報 調査月の翌月末から翌々月初め 確報 調査月の翌々月中旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査と同じ	全国調査と同じ	全国調査と同じ	速報 調査月の翌々月中
特別調査 大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課	1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等	16大産業、事業所規模1~4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課	主要産業の事業所における入職者、離職者等についての属性、入職及び離職に関する事情等並びに事業所における未充足求人状況等について調査し、労働力の移動や未充足求人状況等の実態を明らかにする。	事業所一常用労働者の異動状況、未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、離職期間、賃金変動状況等 離職者一職業、勤続期間、離職理由等	日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月
雇用構造調査 (一般統計調査) 平成23年：パートタイム労働者総合実態調査	事業所における正社員及びパートタイム労働者に係る雇用管理の現状とともにパートタイム労働者の働き方の実態などを把握することにより、平成19年のパートタイム労働法改正後の事業所における正社員とパートタイム労働者との待遇の比較などパートタイム労働者をめぐる雇用管理等の実態を明らかにして、法改正を始めとする今後のパートタイム労働に関する施策の立案に資することを目的とする。	(事業所調査) 事業所の属性、職種・労働者の種類別労働者数、雇用管理の状況、正社員への転換推進措置、労働条件の明示、改正パートタイム労働法施行後に講じた改善措置実施の有無及び実施内容、正社員と職務が同じパートの雇用管理の状況正社員と同視すべきパートの雇用管理の状況等  (個人調査) 個人の属性、パートの就業の実態について、パートの労働条件等について、パートの仕事についての考え方等	(事業所調査) 日本標準産業分類(平成19年11月改定)による16大産業、常用労働者5人以上の民営事業所  (個人調査) 上記の事業所に就業しているパートタイム労働者	不定期	(事業所調査) 平成23年12月  (個人調査) 平成24年8月予定
労働経済動向調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課	景気の動向、労働力需給の変化等が雇用、労働時間、賃金等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用・労働時間の動向、労働者の過不足感、雇用調整等の実施状況等	日本標準産業分類(平成19年11月改定)による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所	年4回	3月上旬、6月上旬、 9月上旬、 12月上旬

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての産業の労働組合	毎年	12月
②実態調査	労働組合組織の実態、団体交渉・労働争議の実態、労使コミュニケーションの状況、労働組合活動の実態、労働協約の内容等労使関係の実態を明らかにする(5つのテーマを5年ローテーション)。	(平成23年調査:労働協約等実態調査) 労働環境が変化する中での労働組合と使用者(又は使用者団体)の間で締結される労働協約等の締結状況、締結内容、その運用等の実態等	16大産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の単位労働組合	毎年	6月
大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課					
労働争議統計調査 (一般統計調査)	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別行為参加人員、争議行為形態別労働損失日数	全争議	毎月	8月
大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課					
家内労働等実態調査 (一般統計調査)	家内労働に関する施策を推進するための基礎資料を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等 在宅就業の実態等	全国の委託者、家内労働者、在宅就業の受発注者の中から一定の方法で抽出	不定期 直近は (平成18年実施)	調査時より 概ね1年後を 予定
雇用均等・児童家庭局 短時間・在宅労働課					
雇用均等基本調査 (平成19年度より「女性雇用管理基本調査」から名称変更) (一般統計調査)	主要産業における男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等	(企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	毎年	7月予定
雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課					
能力開発基本調査 (一般統計調査)	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・非正社員の別に明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等(事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等(個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業(事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所(個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年	3月予定
職業能力開発局 総務課基盤整備室					

## 5 賃金福祉統計

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査)	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経過年数別等に明らかにする。	きまって支給する現金給与額、年間賞与その他特別給与額、労働者の種類、職種、役職、性、年齢、最終学歴、勤続年数、新規学卒者の初任給額等	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年	11月 (初任給) 1月 (都道府県別速報) 2月 (全国)
大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室					
就労条件総合調査 (一般統計調査)	我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し明らかにする。	労働時間制度、定年制等に関する事項等	15大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室					



調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	目的 ・労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の民間企業（ただし、製造業、卸売業、小売業は30人以上）	毎年	11月
労働災害動向調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労働者10人以上の事業所（常用労働者10～29人は製造業の特定8産業）  (総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事請負金額1億9,000万円以上の工事現場	(事業所調査) 毎年  (総合工事業調査) 半年	(事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所 5月 ・常用労働者10人以上の事業所 11月  (総合工事業調査) 5月
労働安全衛生基本調査 (一般統計調査) (テーマは5年ごとに変更あり。)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の労働災害防止等に対する意識を把握し、今後の労働安全衛生行政の推進に資する。	(事業所調査) 事業所に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生活動に関する事項、労働災害に関する事項等 (労働者調査) 労働者の属性に関する事項、労働災害防止に関する事項、ヒヤリ・ハット体験の有無及び対策に関する事項等	(事業所調査) 建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業（通信業、映像・音声・文字情報制作業に限る。）、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業（物品賃貸業に限る。）、学術研究、専門・技術サービス業（商品・非破壊検査業、計量証明業、その他の技術サービス業に限る。）、宿泊業、飲食サービス業（酒場、ピヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、生活関連サービス業、娯楽業のうち洗濯・理容・美容・浴場業（その他の公衆浴場業、他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業を除く。）、旅行業、娯楽業、複合サービス事業（郵便局に限る。）、サービス業（他に分類されないもの）のうち廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業に属する常用労働者10人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される労働者	5年 直近は (平成22年実施)	9月



調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
労働災害防止対策等 重点調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に関する施策の見直しに資すること並びに、新しい労働安全衛生管理手法に関する実態を把握し、今後の労働安全衛生行政推進に資する。	(事業所調査) 企業及び事業所に関する事項、安全衛生活動に関する事項、長時間労働者に対する取り組みに関する事項、メンタルヘルスケアに関する事項、定期健康診断の実施に関する事項、喫煙対策に関する事項、労働災害に関する事項、ITを活用した安全衛生管理に関する事項、MSDS(化学物質等安全データシート)に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性等、勤務の状況に関する事項、定期健康診断に関する事項、喫煙に関する事項	(事業所調査) 農業、林業(林業に限る。)、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所(労働者調査) 上記事業所に雇用される労働者	5年 直近は (平成23年実施)	9月
建設業労働災害防止 対策等総合実態調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	建設業における安全衛生管理体制、安全衛生活動、工事の施工体制、現場での安全衛生教育・指導の状況、労働者の安全衛生意識等の実態を把握するとともに、特に、第11次労働災害防止計画において特定災害対策及び労働災害多発業種対策として重点施策に位置づけられている各種先行工法ガイドラインの施行状況や労働安全衛生マネジメントシステムやリスクアセスメントの実施状況を明らかにすることにより、今後の労働安全衛生行政運営に資する。	(事業所調査) 事業所に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生活動に関する事項等 (工事現場調査) 工事現場に関する事項、安全衛生管理体制に関する事項、安全衛生活動に関する事項等 (労働者調査) 労働者の属性に関する事項、就業中の「ヒヤリ・ハット体験」に関する事項、労働災害防止対策として希望する事項等	(事業所調査) 建設業に属する常用労働者5人以上100人未満の民営事業所 (工事現場調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事請負金額が1億9,000万円以上の工事現場 (労働者調査) 上記工事現場で建設労働に従事する労働者	5年 直近は (平成21年実施)	9月
技術革新と労働に関 する実態調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	情報通信等の技術革新の進展に伴う労働態様の変化、それに対する労働者の適応、事業所における職場環境や労働者の衛生管理等の実態を把握し、今後の労働安全衛生行政推進に資する。	(事業所調査) 事業所の属性に関する事項、コンピュータ機器等の使用状況等に関する事項、VDT作業者の健康管理等に関する事項等 (労働者調査) 労働者の属性等に関する事項、コンピュータ機器の使用に関する事項等	(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される労働者	5年 直近は (平成20年実施)	9月
労働者健康状況調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	労働者の健康状況、健康管理の推進状況等を把握し、労働者の健康確保対策、自主的な健康管理の推進等労働安全衛生行政の推進に資する。	(事業所調査) 事業所の属性等に関する事項、健康管理対策の実施状況に関する事項等 (労働者調査) 労働者の属性等に関する事項、勤務状況等に関する事項、自己の健康状況及び自主的な健康管理に関する事項等	(事業所調査) 林業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)に属する常用労働者10人以上の民営事業所(労働者調査) 上記事業所に雇用される労働者	5年 直近は (平成19年実施)	9月

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
労働環境調査 (一般統計調査)  大臣官房統計情報部 賃金福祉統計室	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 事業所に関する事項、職場環境に関する事項、有害業務従事労働者の健康管理に関する事項、有害業務の作業環境等に関する事項、化学物質管理に関する事項 (労働者調査) 労働者の属性に関する事項、職場環境に関する事項、有害業務に関する事項、有機溶剤に関する事項、化学物質に関する事項 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 工事現場に関する事項、工事現場の作業環境に関する事項、粉じん抑制対策に関する事項等	(事業所調査) 鉱業、建設業、製造業、運輸業(道路貨物運送業に限る。)、サービス業(洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、物品賃貸業に限る。)に属する常用労働者10人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記事業所に雇用される現場作業労働者 (ずい道・地下鉄工事現場調査) 建設業(ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る。)で労働者災害補償保険の概算保険料160万円以上又は工事請負金額1億9,000万円以上の工事現場	5年 (直近は平成18年実施)	9月
賃金事情等総合調査  中央労働委員会	労働争議の調整の参考資料	①賃金事情調査(賃金体系、諸手当の内容、賃金増額と配分状況、年齢ポイント別の賃金水準等) ②退職金・年金及び定年制事情調査(退職金・年金制度の内容、支給の実態、年齢ポイント別の退職金水準等) ③労働時間、休日、休暇調査(年間所定労働時間、年間労働日数、年間休日日数、所定外労働の賃金割増率、年次有給休暇、特別休暇制度、フレックスタイム制度等)	資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業のうちから、中央労働委員会事務局が労働争議の調整の必要から独自に選定した企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了次第 調査の結果速報は1月予定、結果報告は4月予定
最低賃金に関する実態調査 (一般統計調査)  労働基準局 労働条件政策課	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議のための基礎資料を得る(最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用)。	賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療・福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の事業所規模30人未満の事業所(最低賃金に関する基礎調査票については、製造業の事業所規模を100人未満に変更し、事業所規模100人未満の情報通信業のうち新聞業・出版業の事業所を追加)	毎年	7月以降 最低賃金審議会の資料として公表
大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査  職業安定局 若年者雇用対策室	毎年3月に大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校を卒業する予定の学生・生徒について就職内定状況等を把握し、就職問題に適切に対処するための参考資料を得る。	・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数(標本数) ・調査対象者の進路希望 ・就職希望者の在学における専攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期	文部科学省及び厚生労働省において、設置者・地域の別を考慮して全国から抽出した大学(62校(うち、国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校))短期大学(20校)、高等専門学校(10校)、及び専修学校(20校)の卒業予定者のうちから、一定の方法により抽出した6,250人	年4回 (10月、12月、2月、4月)	・10月調査 ・11月中旬  ・12月調査 ・01月中旬  ・2月調査 ・3月中旬  ・4月調査 ・5月中旬
労務費率調査 (一般統計調査)  労働基準局 労災補償部 労災管理課	請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる現行の労務費率の改定の基礎資料とする。	工事の請負金額、保険料、支払賃金額等	建設事業	原則として3年	労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の資料として公表

調査名	目的	事項	対象	調査周期	公表時期
障害者雇用実態調査  <small>＝職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課</small>	主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査するとともに、雇用されている障害者本人に対し、職場環境・職場生活等を調査し、その実態を明らかにし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。	(事業所調査) 障害のある雇用労働者の障害の種類・程度、給与、労働時間、勤続年数、雇用状況等 (個人調査) 上記事業所に雇用されている障害者個人の住居、生活状況、離職理由、職場における配慮の状況等	(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所 (個人調査) 上記の事業所調査の対象事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者	5年 直近は (平成20年実施)	調査後10ヵ月以内を予定